

○ マンションストック長寿命化等モデル事業補助金交付要綱

改正案	現行
<p style="text-align: right;">令和2年4月1日 国住マ第59号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center; color: red;">最終改正 令和4年3月31日 国住街第258号</p> </div> <p>第1～第2（略）</p> <p>第3 補助対象</p> <p>一 マンションストック長寿命化等モデル事業 マンションの長寿命化に資する事業で、イ又はロの要件を満たすもの</p> <p>イ 計画支援型 長寿命化に向けた事業を実現するための必要な調査・検討等を行う事業であり、次の要件の①から④までに該当するもの。</p> <p>① 区分所有者が10名以上のマンションであること。</p> <p>② 当該マンションが減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1に掲げる耐用年数の2分の1を原則として経過していること。<u>ただし、学識経験者で構成する評価委員会が必要と認められる場合は除く。</u></p> <p>③ 学識経験者で構成する評価委員会による評価を踏まえた上で採択されたものであること。</p> <p>④ 原則として、当該事業完了後、速やかに、工事支援型の提案を行うものであること。</p> <p>ロ 工事支援型 マンションの長寿命化に資する先導性が高く創意工夫を含む改修</p>	<p style="text-align: right;">令和2年4月1日 国住マ第59号</p> <p>第1～第2（略）</p> <p>第3 補助対象</p> <p>一 マンションストック長寿命化等モデル事業 マンションの長寿命化に資する事業で、イ又はロの要件を満たすもの</p> <p>イ 計画支援型 長寿命化に向けた事業を実現するための必要な調査・検討等を行う事業であり、次の要件の①から③までに該当するもの。</p> <p>① 区分所有者が10名以上のマンションであり、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1に掲げる耐用年数の2分の1を経過していること。</p> <p>② 学識経験者で構成する評価委員会による評価を踏まえた上で採択されたものであること。</p> <p>③ 原則として、当該事業完了後、速やかに、工事支援型の提案を行うものであること。</p> <p>ロ 工事支援型 マンションの長寿命化に資する先導性が高く創意工夫を含む改修</p>

改正案	現行
<p>を行う事業であり、次の要件の①から⑥までに該当するもの、ただし、マンションの長寿命化に向けた改修を行うことが不合理であると認められ、かつ、マンションの建替の普及に寄与する先導性について、学識経験者で構成する評価委員会による評価を踏まえ採択されたものである場合にあっては、次の要件の①から③及び⑦から⑪までに該当するもの。</p> <p>① 区分所有者が 10 名以上のマンションであること。</p> <p>② 当該マンションが減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）別表第 1 に掲げる耐用年数の 2 分の 1 を原則として経過していること。ただし、学識経験者で構成する評価委員会が必要と認められる場合は除く。</p> <p>③ 当該マンションが立地する地域の地方公共団体において、マンション管理に関する計画や条例等が策定されていること又は策定する見込みがあること。</p> <p>④ 当該マンションにおいて、計画期間を 25 年以上に設定した長期修繕計画を作成し、当該長期修繕計画に修繕積立金（計画修繕工事の要する費用に充当するための積立）を設定していること。さらに、積み立てられている修繕積立金の額が長期修繕計画に設定されている修繕積立金の額と概ね一致しているもしくは長期修繕計画より余裕があること。</p> <p>⑤ メンテナンス性の向上などライフサイクルコストの低減につながる改修であり、新たな技術の導入や工期短縮に資する工法の工夫があること。さらに、効果を高めるための情報公開を行うものであり、国が作成する事例集等への情報提供に協力すること。</p> <p>⑥ マンションの長寿命化等の普及に寄与する先導性について、学識経験者で構成する評価委員会による評価を踏まえ採択されたものであること。</p>	<p>を行う事業であり、次の要件の①から⑤までに該当するもの、ただし、マンションの長寿命化に向けた改修を行うことが不合理であると認められ、かつ、マンションの建替の普及に寄与する先導性について、学識経験者で構成する評価委員会による評価を踏まえ採択されたものである場合にあっては、次の要件の①、②及び⑥から⑧までに該当するもの。</p> <p>① 区分所有者が 10 名以上のマンションであり、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）別表第 1 に掲げる耐用年数の 2 分の 1 を経過していること。</p> <p>② 当該マンションが立地する地域の地方公共団体において、マンション管理に関する計画や条例等が策定されていること又は策定する見込みがあること。</p> <p>③ 当該マンションにおいて、計画期間を 25 年以上に設定した長期修繕計画を作成し、当該長期修繕計画に修繕積立金（計画修繕工事の要する費用に充当するための積立）を設定していること。さらに、積み立てられている修繕積立金の額が長期修繕計画に設定されている修繕積立金の額と概ね一致しているもしくは長期修繕計画より余裕があること。</p> <p>④ メンテナンス性の向上などライフサイクルコストの低減につながる改修であり、新たな技術の導入や工期短縮に資する工法の工夫があること。さらに、効果を高めるための情報公開を行うものであり、国が作成する事例集等への情報提供に協力すること。</p> <p>⑤ マンションの長寿命化等の普及に寄与する先導性について、学識経験者で構成する評価委員会による評価を踏まえ採択されたものであること。</p>

改正案	現行
<p>⑦ 適切に計画修繕が行われていないことによって、建替えの時期が早まっていないものであること。</p> <p>⑧ 建替後のマンションにおいて、計画期間を 30 年以上に設定した長期修繕計画を作成し、長期修繕計画に適切な修繕積立金の額が設定されるものであること。</p> <p>⑨ 地域貢献機能を導入する建替であること。</p> <p>⑩ <u>建替後のマンションは、原則として土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第 9 条第 1 項に規定する土砂災害特別警戒区域外に存すること。</u></p> <p>⑪ <u>建替後のマンションは、原則として建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号)第 1 条第 1 項に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合すること。</u></p> <p>二～四(略)</p> <p>第 4～第 22(略)</p> <p>附則(略)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第 1 施行期日</u></p> <p><u>改正後の要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。</u></p> <p><u>第 2 経過措置</u></p> <p><u>この要綱の施行の際、現に改正前の要綱に基づき着手している事業については、なお従前の例による。</u></p>	<p>⑥ 適切に計画修繕が行われていないことによって、建替えの時期が早まっていないものであること。</p> <p>⑦ 建替後のマンションにおいて、計画期間を 30 年以上に設定した長期修繕計画を作成し、長期修繕計画に適切な修繕積立金の額が設定されるものであること。</p> <p>⑧ 地域貢献機能を導入する建替であること。</p> <p>二～四(略)</p> <p>第 4～第 22(略)</p> <p>附則(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>